福井市危険ブロック塀除却事業のご案内

福井市では、市内の通学路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、児童又は生徒をはじめとする通行人の安全を確保するため、危険ブロック塀の除却等に要する工事費用の一部を補助します。

ブロック塀とは

コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀し。

1 門扉や門柱、フェンスや万代塀、擁壁・土留め部分等は除く。







(資料: 一般財団法人消防防災科学センター「災害写真データベース」)

補助の対象となる工事

▲ 工事の契約、着手前に必ず補助金の申請が必要です

福井市が設置する小·中学校への通学路に面した危険ブロック塀²の除却又は除却後の木塀への建替え³。

- 2 危険ブロック塀は、高さ80cm以上のブロック塀であって、「安全点検チェックリスト」による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。
- 3 木塀への建替えは、除却と併せて申請するもので、県産材を使用する場合等に限る。

補助対象者

次の要件をすべて満たす者。

- ・ 危険ブロック塀の所有者
- ・ 市税の滞納がない者

補助金の交付は、一の敷地につき1回限りです。

補助金額の算定

危険プロック塀を除却する工事 : 限度額 1 0 0 , 0 0 0 円

以下のいずれかのうち低い額

- · 対象の塀の見付面積 × 4,000円/m²
- · 工事費用(見積額) × 2/3

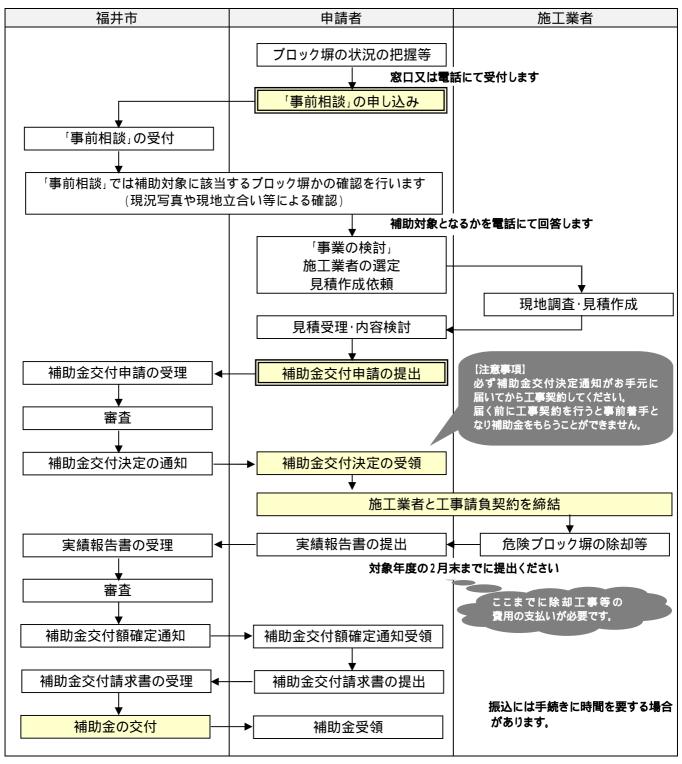
除却後に木塀へ建替えする工事 : 限度額100,00円

以下のいずれかのうち低い額

- · 対象の塀の見付面積 × 20,000円/m²
- · 工事費用(見積額) × 2/3

【裏面あり】

補助申請手続きの流れ



<注意事項>

既にブロック塀を除却している場合、通学路以外や隣地間に面したブロック塀がある場合、倒壊等の 危険性がないブロック塀を除却する場合などでは、補助金の交付を受けることはできません。ご注意くだ さい。

補助申請の方法、補助制度の内容等について、詳しくはお問い合わせください。

福井市役所 本館5階 建築指導課 (申請·問合せ窓口)

TEL 0776 - 20 - 5574



